

## 機関誌「小児リウマチ」への投稿時のチェックリスト

(2025年2月改訂)

「小児リウマチ」誌への投稿は、原則オンライン査読システム ScholarOne Manuscripts™ (SIM)で行うが、「著者の利益相反申告書」は学会HPの投稿ページからダウンロードし、PDFを投稿時に添付する。「投稿チェックリスト」はSIM内のチェックリスト(下記の内容)を活用するかPDFを添付する。

### <SIMシステム上でのチェックリスト>

- 本論文は他誌に発表していない。
- 筆頭著者は本学会会員である(招待解説論文は除く)。
- 原稿はA4版にダブルスペース(行間を1行分あける)で記載した。
- 明朝体12ポイント(数字、英字は半角)、1頁約600字である。
- 図表の説明・図表内の文字は英文を用いた(依頼の解説論文は日本語で記載可)。
- 通しの頁番号を入れる。
- 原稿の種類(原著・総説・症例報告・短報・ガイドライン・委員会報告・地方会/研究会などの抄録・解説論文)、文字・図表数を確認した。
- 表の形式・図の形式と解像度・引用文献フォーマットが指定された形式になっているか確認した。
- 印刷の組上がり(図、表、文献を含む)は原著・総説・解説論文は6頁、症例報告は4頁、委員会報告は8頁、地方会/研究会などの抄録は400字、短報はイメージ論文が1頁、その他の短報が2頁(以内)である。1頁は1,800字に相当する。
- 原稿1枚目に標題(原則として略語を用いない)、著者名(ふりがなつき、英文著者名)、所属機関名(研究室名、教室名を含む、英文所属名)、25語以内の英文簡潔標題(brief title for a running head)、責任著者(氏名・所属機関名・住所)を記載した。
- 原稿2枚目に論文中のKey words(5語以内、日本語および英文)、原稿中の略語(その全綴り)をABC順に配列し記載し、主執筆者の住所、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail addressを記入した。
- 投稿規定の順序に基づき、原稿3枚目より本文を記載し、年齢別呼称の確認をした。
- プライバシー保護は「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」(外科関連学会協議会)を遵守している。
  - ・患者氏名、イニシャル、ID、生年月日、住所は記載しない。性別、家族構成、都道府県は記載可能であるが、個人が特定でないように配慮する。日時は「20XX年」「月日のみ」「第○病日」といった表現が望ましい。
  - ・個人が特定されるような写真は提示せず、標本番号・画像情報の番号は削除する。
  - ・患者の同意は、発表者の施設の倫理委員会・施設管理者の方針に従うことを原則とする。
- ヒトを用いた実験及びヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究はヘルシンキ宣言を遵守し、当該施設の倫理委員会の承認を得て行い、その旨を方法の項に記している。
- 症例報告での著者数は7名以内とする。著者資格の基準を満たさない関係者は、「謝辞(Acknowledgment)」の項目に明記する。

# 学会誌「小児リウマチ」への症例報告を含む投稿論文における 患者のプライバシー保護に関する指針

臨床研究において症例報告は医学・医療の進歩と発展に大いに寄与するものであり、とくに小児リウマチの診療においては重要な役割を果たしています。しかし、症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多く、患者のプライバシーを倫理的かつ法的に保護しなければなりません。症例報告に限らず、本誌に論文投稿を希望される執筆者は、患者が特定されたり患者の個人情報に関係者以外の者に知られたりすることがないように、慎重な配慮をする必要があります。

下記の、患者のプライバシー保護に関する指針に従った執筆をお願いします。

## 基本原則

患者のプライバシーに関する事項は、研究および成果の報告・発表に不可欠な事項を除いて記載しないこと。

## 留意点

### 1. 患者の氏名等

患者個人の特定が可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」などは記載しないこと。

### 2. 患者の居住地

患者の居住地は記載しないこと。ただし、疾患の発生場所が病態等に関与する場合に限り区域(都道府県名、市名)までに限定して記載してもよい。

### 3. 日付

日付は、原則として年月日ではなく、第何病日などのように記載すること。

### 4. 患者の家系

患者の家族に関する情報を記載する場合には、家系および親の職業も含めて、患者を特定することのできないよう、十分に配慮をすること。

### 5. 顔写真

顔写真の提示は必要不可欠な場合に限ること。顔写真を提示する際には、個人が同定されるリスクを最大限回避するよう留意すること。

### 6. 患者個人が特定されうる場合の対応

以上の配慮をしても患者個人が特定される可能性のある場合は、発表に際して、その可能性のある旨を説明し、患者および代諾者から同意又は賛意を得るものとする。患者本人が明らかに特定される場合やその他プライバシー保護の上で重要な問題が生じる可能性がある場合には、所属機関内倫理審査委員会の承認を得ること。患者および代諾者が発表を拒否した場合には、患者の拒否の意向を尊重すること。

### 7. 関連指針の遵守

遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)を、それ以外では、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)を遵守すること。

2022年11月22日

日本小児リウマチ学会  
理事長 清水 正樹  
機関誌編集委員会 委員長 大西 秀典